

柏原市立歴史資料館等運営協議会内規

(趣 旨)

第1条 柏原市立歴史資料館等運営協議会規則(平成24年柏原市教育委員会規則第17号)
(以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、協議会の会議等について、次のとおり、定めるものとする。

(会議の種別)

第2条 協議会の会議は、定例会と臨時会とする。

(会議の招集)

第3条 定例会は、原則として、年度当初に招集する。

2 臨時会は、規則第6条第2項ただし書きの規定により、直近の会議において臨時に開催することを決定したときに招集するものとし、招集にあたっては、おおむね20日前までに、委員全員に通知するものとする。

3 規則第6条第2項ただし書きの規定により、直近の会議において次回の会議を開催しないことを決定したときは、遅滞なく、委員全員に、その旨を通知するものとする。

4 規則第6条第3項による会議招集の要請があった場合においては、第2項の規定にかかわらず、遅くとも招集日の5日前までに通知すれば足りるものとする。

5 規則第6条第4項の規定により会議を開くことができなかつたときは、会長は、改めて会議を招集するものとする。

(会議公開の方法等)

第4条 会議の公開の方法は、会議の傍聴許可、会議録の公表等、適切な方法によることとし、事務局において決定のうえ処理するものとする。ただし、会議で決定されたときは、その方法による。

(会議録)

第5条 会議の会議録は、発言要旨を記録する方法によって、遅滞なく作成し公表するものとする。

2 会議録の公表は、印刷物の発行、柏原市の公式ホームページへの掲載、柏原市の定期刊行物への掲載等、適切な方法によるものとし、事務局において決定のうえ処理するものとする。ただし、会議で決定されたときは、その方法による。

3 第1項の会議録は、公表に先立ち、内容確認のため当該会議の出席委員に供覧するも

のとする。

- 4 会議を非公開と決めた場合の議事録は、第1項の規定にかかわらず、当該会議の開催日時、開催場所、議題及び秘密会と決定された理由を除いて、公表しない。ただし、当該会議で公開することが差し支えないと認められた事項については、この限りではない。

(庶務担当課)

第6条 協議会の庶務は、生涯学習部文化財課（市立歴史資料館）において処理する。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、協議会の庶務執行に関する事項については、庶務担当課において決定のうえ処理することができる。

附 則

この内規は、平成24年12月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。